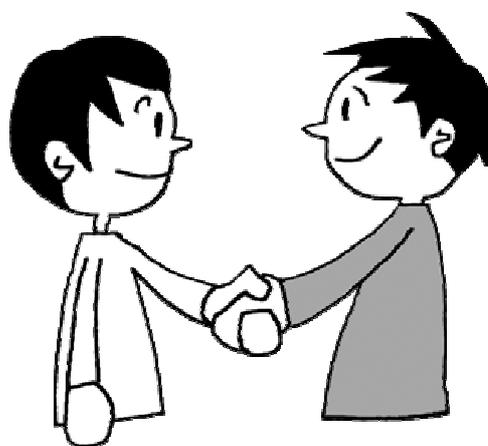


平成23年度（2011年度）

河内長野市協働事業提案制度

募集案内



協働事業提案制度とは？

市民公益活動の専門性や柔軟性等を活かした事業の提案を公募し、市民と市が協働することで、地域や社会の課題の効果的・効率的な解決を図るとともに、市行政への住民参加の促進を図り、暮らしやすい地域社会を実現していくための制度です。

お問合せ先

河内長野市 市民協働室（河内長野市役所3階）

〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号

電話 0721-53-1111（内線328）

FAX 0721-55-1435

電子メール shiminsanka@city.kawachinagano.lg.jp

市ホームページ <http://www.city.kawachinagano.osaka.jp/>

募集から事業実施までの流れ

1. 募集説明会	制度の趣旨や手続きなどを説明していますのでご参加ください。	5月27日
2. 提案の応募	必要書類を添付して提案に応募します。	5月30日～6月17日
3. 事前協議	提案事業の関係課と、提案内容の確認及び調整を行います。提案の修正・取り下げも可能です。	6月中旬～7月中旬頃を予定
4. 参加団体決定	市は、法令との整合など事前調査を行い、公開プレゼンテーションに参加できる団体を決定します。	8月頃を予定
5. 公開プレゼンテーション	公開の場でプレゼンテーションを行っていただきます。審査を行う選定委員会（第三者）からの質問に答えていただきます。	9月頃を予定
6. 成案化協議に進める事業の選定	市は、成案化に向けた協議に進める事業を選定します。	9月頃を予定
7. 成案化に向けた協議	協議を行う担当課と成案化に向けた検討を行います。予算が発生する場合は、担当課は予算化措置を行います。	9月～10月頃を予定
8. 事業の実施	担当課と協定を締結した上で、事業を実施します。	平成24年4月～平成25年3月 (予算が必要な事業)
9. 事業の報告	提案団体と担当課は、事業完了後は事業の成果等を共有するとともに、お互いが評価シートの作成を行い共有します。また、事業の成果等について、公開の場で報告します。	平成25年5月～6月頃を予定

1. 募集説明会

日時と場所は、次のとおりです。応募をお考えの団体はご参加ください。

日時：平成23年5月27日（金） 13時30分～14時15分

場所：市民公益活動支援センター「るーぷらざ」

協働事業提案制度活用講座のご案内

（講師：（特活）市民活動フォーラムみのお 事務局長 須貝 昭子さん）
他の自治体の事例も踏まえ、申し込む側の心構えや、申込方法の工夫などを学びます。是非、ご参加ください。

- ・対象 協働事業提案制度の申込みを考えている団体の方など
- ・日時 5月27日（金） 14時30分～16時
- ・場所 市民公益活動支援センター「るーぷらざ」
- ・定員 30名（先着順）
- ・申し込み 市民公益活動支援センター「るーぷらざ」へ

2. 提案の応募

応募方法

募集期間と提出先は、次のとおりです。市の担当窓口にご持参いただくか、郵送によりご応募ください。

募集期間：平成23年5月30日（月）～6月17日（金）

月曜～金曜日（祝日は除く）の9時～17時30分にお越しください。

提出先：河内長野市市民協働室（河内長野市役所本庁3階）

応募に必要な書類

以下の書類の提出が必要です。様式は市ホームページからダウンロードできます。

協働事業提案書（様式第1号）

協働事業企画書（様式第2号）

団体概要書（様式第3号）

定款、規約、会則その他これらに類するもの

役員名簿（名前、住所、団体での役職名、経歴及び関わる活動がわかるもの）

団体の経営状況を示す資料（当該年度の予算書、前年度の収支決算書）

団体の活動状況を示す資料（当該年度の事業計画書、前年度の事業報告書）

その他市長が必要と認める書類（会報、新聞の切抜、活動の様子の写真など）

} 添付様式をご覧ください

募集する事業の要件

市民公益活動に係る事業のうち、次にあげるいずれにも該当するものとします。
事業を提案した市民公益活動を行う団体が当該事業を企画し、実施するもの
市民公益活動を行う団体と市がそれぞれ単独で事業を実施するより、協働で事業を実施する方が相乗効果を生み出すことができ、市民に効果が還元できるもの

<募集コース>

市設定テーマ部門 <H23募集テーマ>	市が提示した概要書に基づき、市民が具体的な事業を提案 ・テーマ1：スリムかわちながのサポーター ・テーマ2：コミュニティ活性化のための応援ネットワーク構築事業 ・テーマ3：応急手当サポート事業（もしもの時に備えて） 詳細は、P7～P9を参照してください。
市民自由提案部門	市からのテーマ設定がなく、市民が自由な発想による事業を提案

「市民公益活動」とは？

- ・市民の自発性及び自主性に基づいた、公益性のある営利を目的としない社会貢献活動のことをいいます。

【留意点】

- ・事業者が「営利を目的としない社会貢献活動」を行う場合もありますので、ここでいう「市民」とは事業者も含めることとし、担い手としては営利活動が主たる目的なので「事業者」に変わりありませんが、活動そのものは「市民公益活動」と捉えます。
- ・また、自治会などの地域型組織が行う活動のうち、地域の課題解決という側面では市民公益活動にあたりますが、親睦活動など公益性の低い部分は共益活動として除きます。
- ・なお、宗教や政治、特定の公職の候補者や政党などを推薦、支持、反対することを目的とした活動は除きます。

応募できる者の要件

提案者は、次の～の要件をすべて満たしている団体であることが必要です。

市内で活動している、原則として5人以上の構成員で組織している団体であること
運営に関する定款、規約、会則等を定めている団体であること

適切な会計処理が行われている団体（予算を持つ場合）であること

暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律ではない団体、又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下にある団体でないこと

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けていない団体、又は当該団体若しくはその役職員若しくはその構成員の統制下にある団体でないこと

3. 事前協議

事業の必要性や事業実施上の課題、役割分担等について関係課と事前協議を行います。

- ・事前協議の日程調整については、市民協働室が行います。
- ・事前協議の内容をふまえて、提案内容を修正又は提案の取り下げを行うことができます。その場合は、下記期限内に、市民協働室へ再提出をお願いします。

修正・取り下げ期間：平成23年7月25日（月）17時30分まで

4. 参加団体決定

市は、提案事業や提案者の要件を確認し、明らかに要件に該当しない場合は、検討を終了することを通知します。

市は、提案書類（事前協議後、修正のあった提案については修正後の書類）について審査を行い、以下の場合を除いては、原則として公開プレゼンテーションへの参加の決定を行い、文書にて通知します。

- ・応募要件に合致しないことが明らかな場合
- ・法令や制度上の制約があり実施できない場合
- ・市の他の制度又は仕組みで対応する方が適切な場合
- ・その他、市長が必要と認める場合



5. 公開プレゼンテーション

第三者組織である選定委員会が申込書類と公開プレゼンテーションに基づいて、成案化協議に進むにふさわしい事業の選定を行います。

申込団体は必ず公開プレゼンテーションに出席してください。欠席の場合は、申込みを取り下げたものとみなします。

公開プレゼンテーション

公開の場で、各申込団体が申込事業の内容について説明・PRし、第三者組織である選定委員会委員からの質問に答えていただく手続きです。説明・PR、質疑時間は応募事業数によって変わります（通常は数分～十数分）

パワーポイント等の機材をお使いになる場合は、事前にご相談ください。

とき：平成23年9月頃予定

詳細は追って発表します。

選定に際しての審査項目

	審査項目	審査のポイント
1	提案事業の妥当性	地域や社会の課題把握、公益性・必需性、目標設定、具体性、費用対効果、役割分担
2	協働の必要性	市民公益活動の特性＜先駆性や専門性等＞、協働による効果
3	実現性	実施能力、相互理解、予算、熱意
4	発展普及性	継続性、市民力・自治力の向上

6. 成案化協議に進める事業の選定

選定委員会は、公開プレゼンテーションの結果を受けて、成案化に向けた協議に進めるかどうか等について、市に提言を行います。

選定委員会からの提言をふまえて、市は、成案化に向けた協議に進めるか否かを決定します。成案化協議に進める提案については、進めるにあたっての条件と、市の担当課を決定します。

結果は、すべての提案団体に文書で通知します。条件を付して決定された事業については、その条件に沿って検討を進めるか、あるいは提案を取り下げるかを選択することができます。

7. 成案化に向けた協議

提案団体と市の担当課が成案化にむけた協議を行う場を設けます。

提案に基づいて、互いに知恵を出し合って、よりよい実現方法について検討します。提案団体と市の担当課は、事業を実施することについて合意が整えば、役割分担や実施スケジュールなどを企画案としてまとめます。

企画案については、市の方針として位置づけを行うとともに、予算が必要な場合は予算化の措置を行います。その場合は、市議会の議決（3月）を経て、翌年度に実施することになります。なお、予算化の必要がない事業については、翌年度を待たずに実施しても構いません。

企画案に基づき、協働事業協定書案を作成します。

8. 事業の実施

協働事業協定書を交わすことで事業が確定します。（予算が伴う場合は4月）

提案団体と担当課は、協働事業協定書及び企画書に基づいて事業を実施します。

実施途中で、事業の成果などについて確認する会議を行い、協働の関係を翌年度以降も継続するかどうかについて協議します。

9. 事業の報告

提案団体と担当課は、事業完了後は事業の成果等を共有します。

提案団体と担当課は、所定の様式で、事業の成果等に対する自己評価を行い、お互いが共有します。

事業の実施後、報告会を行います。

- ・実施に至る過程や事業の成果を広く伝え、協働事業提案制度への理解を深めるために実施するものです。

情報の公開

市は、市ホームページ等で次の内容を公開します。

- ・提案団体名と提案の概要
- ・事業実施に向けて検討を進めることが決定した提案の概要
- ・実施する事業の企画書
- ・実施した事業の結果報告

公開にあたっては、河内長野市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護に留意します。

市設定テーマ部門募集事業の概要

市設定テーマ 1	
スリムかわちながのサポーター	環境衛生課

背景・現状・課題	<p>一般廃棄物（ごみ）処理基本計画において、平成32年度までにリサイクル率を36%にすることを目標としている。</p> <p>この目標達成を目指して、さらなるごみの排出抑制とリサイクルに関する意識高揚を図る必要がある。</p>	
テーマのねらい	<p>ごみの排出抑制とリサイクルに関する学習・情報提供・普及啓発や実践活動などを協働で取り組むことにより、同計画の推進と目標達成を目指す。</p>	
想定される事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみ減量モニター及び普及啓発事業 ・ ごみの減量等に関するイベント・キャンペーン活動の実施 ・ フリーマーケット・バザーの情報提供等 ・ 情報誌の作成等 ・ レジ袋削減・マイバッグ活動 ・ その他、ごみの排出抑制とリサイクルに関する事業 	
協働したいパートナー	<p>ごみ問題に関心があり、ともに目的を共有して活動していただけるパートナー</p>	
役割分担 (案)	両者	ごみ減量化等事業の検討・実施・共催・啓発活動・情報発信
	市民	実践活動及びその成果の報告
	市	情報提供（データ等）、活動の周知・募集などの広報活動・コーディネート（調整）等

担当課からメッセージ	<p>上記の想定される事業は、あくまでも想定です。本市のごみのリサイクル率は大阪府内でもトップクラスですが、全国レベルで比較しますとまだまだです。これを平成32年度までに36%にすることを目標として、様々な施策を講じていく必要があります。</p> <p>そのためには、市民と一体になって目標にチャレンジして行きたいと考えています。</p>
------------	---

市設定テーマ2	
コミュニティ活性化のための応援ネットワーク構築事業	自治振興課

背景・現状・課題	<p>近年、個人や行政では解決できない身近な問題や、また、地震などの大きな災害や凶悪な犯罪が発生した時には、互いに助け合い、協力し合える地域の力が求められてきています。市内各地域では、住民同士が話し合い、防犯や環境保全など、地域に根付いて活動する自治会などが、それぞれの実情に合わせて自主的な活動を行っています。</p> <p>一方で、個人のライフスタイルの多様化や情報化、高齢化など、社会情勢の変化により、自治会への加入率が減少し、組織活動が維持しづらくなってきている団体が増えてきています。</p> <p>このようなことから、地域で活動する自治会等が、個々の実情に合わせて互いにつながり、これからも活動を維持していくためには、地域の課題解決に向けて支援が必要です。</p>	
テーマのねらい	地域の課題について、他の自治会等の活動事例を研究しながら、市内の自治会や市民公益活動を行うテーマ型団体等と協働で地域活動を展開するなど、市民公益活動支援センターと共に課題解決に向けた応援ネットワークを構築し、コミュニティ活動を活性化させる。	
想定される事業	地域の課題を解決するため、実情に応じて市民公益活動団体等が支援する「自治会活動応援ネットワーク事業」	
協働したいパートナー	本事業に関心のある団体・大学等	
役割分担 (案)	両者	・地域の課題解決に向けた対策と支援していただける市民公益活動団体を、市民公益活動支援センターと共に検討。
	市民	・コミュニティ活動における他市や市内の現状、地域の意識調査などから、課題解決に向けた対策を調査・研究。 ・実情に応じて、自治会活動を応援する方法や団体を紹介するネットワークを構築する。
	市	・本事業実施に係る資料・データなどの情報提供。 ・本事業実施に係る資料等の印刷、物品の提供等。
担当課からメッセージ	地域の人々がつながり、より良いまちづくり、より充実した生活環境の実現のため、自治会が抱える様々な課題について調査し、解決に向けて共に研究していただけるパートナーを募集します。	

市設定テーマ3	
応急手当サポート事業（もしもの時に備えて）	消防署 警備第1課

背景・現状・課題	近年の少子高齢化に伴い、高齢者や幼い子供を持つ親による救急需要は今後ますます高まってくることが予想される。このため、従来より消防署で実施している応急手当の普及啓発活動に加え、市民一人ひとりのニーズを考慮した、幅広い応急手当の啓発が必要だと考える。	
テーマのねらい	応急手当をより広く効果的に普及啓発することを目的とし、同じ目的意識を持ったボランティア団体が、対象となる市民のニーズに合った講習時間や内容を、独自でコーディネートして講習を実施するなど、より市民目線に立った講習会が開催できる。	
想定される事業	各種団体が行う応急手当の啓発活動において、必要な器材や資料を貸し出すといった、応急手当の普及啓発活動の支援を行うものである。	
協働したいパートナー	福祉、高齢者、子育て支援に関するボランティア団体、事業所、学校関係など	
役割分担 (案)	両者	緊急時に準備するものや知りたい情報について検討し、非常時に備えてお互いの情報の共有化に努める。
	市民	地域、サークル、団体での会合や講座において、担当者が「事業概要」の内容を啓発し、普及に努める。その他、地域の実情に応じた情報を提供する。
	市	マニュアル作り、必要な器材の貸し出し、問題発生時におけるサポート、関係部署との調整

担当課からメッセージ	どのような協働が可能となるか、まだまだ模索段階ですが、市民と共に実施することによって、より効果的な普及啓発が可能になると考えます。
------------	---